

# 「指定短期入所生活介護」重要事項説明書

社会福祉法人 弘仁会

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 1. 事業者経営法人について

- |           |               |
|-----------|---------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 弘仁会    |
| (2) 法人所在地 | 三重県名張市神屋765番地 |
| (3) 電話番号  | 0595-69-1316  |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 世古口 緑     |
| (5) 設立年月日 | 平成 元年 5月 10日  |

## 2. ご利用事業所について

- |                 |  |
|-----------------|--|
| (1) 事業所の種類      | 指定短期入所生活介護事業所・平成12年1月31日指定<br>三重県2471300265号<br>※当事業所は特別養護老人ホーム国津園に併設されています。   |
| (2) 事業所の目的      | 介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、健康管理等の支援及び家族の負担軽減を行うことを目的とする。   |
| (3) 事業所の名称      | ショートステイサービスセンター国津園   |
| (4) 事業所の所在地     | 三重県名張市神屋765番地  |
| (5) 電話番号        | 0595-69-1316   |
| (6) 事業所長（管理者）氏名 | 施設長 布川 高宏  |
| (7) 当事業所の運営方針   | <ul style="list-style-type: none"><li>・可能な限り居宅における生活の継続を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、社会生活上の便宜の提供、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努める。</li><li>・利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。</li><li>・明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、その他保健・医療又は福祉サービスを提供する密接な連携に努める。</li></ul> |
| (8) 開設年月        | 平成2年7月1日   |

## (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金 9時～17時30分 土・日・祝日 9時～17時30分

- |           |                        |
|-----------|------------------------|
| (10) 利用定員 | 4人（介護予防短期入所生活介護の定員を含む） |
|-----------|------------------------|

### 3. 居室等の概要について

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、個室、2人部屋及び4人部屋となっております。

ただし、指定短期入所生活介護事業所と指定介護予防短期入所生活介護事業所は、一体的に運営を行う事から設備については共用と致します。

居室・設備の種類	室数	備考
4人部屋	1室	プライバシー保護による室内区分け有り
2人部屋	1室	
個室	1室	
食堂	1室	
浴室	1室	機械浴室・スロープ付一般浴槽
医務室	1室	常にNSが常駐
機能回復訓練室	1室	

※居室内においては、トイレは設置されておりませんので、居室外のトイレをお使いいただくこととなりますが、排泄の自立を促すためにスクリーンを用いたポータブルトイレを居室内に設置させていただきます。

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。(介護老人福祉施設の職員配置と一体的運営)

ただし、指定短期入所生活介護事業所と指定介護予防短期入所生活介護事業所は、一体的に運営を行う事から人員については兼務にて基準数を配置する事と致します。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員数	指定基準	備考
1. 事業所長(管理者)	1名	1名	特別養護老人ホーム国津園と兼務
2. 介護職員	33名	2名	特別養護老人ホーム国津園と兼務
3. 生活相談員	3名	1名	特別養護老人ホーム国津園と兼務
4. 看護職員	3名	1名	特別養護老人ホーム国津園と兼務
5. 機能訓練指導員	1名	1名	特別養護老人ホーム国津園と兼務
6. 医師		必要数	特別養護老人ホーム国津園と兼務
7. 栄養士	1名	1名	特別養護老人ホーム国津園と兼務

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	毎週 1回以上
2. 介護職員	早 出： 7：30 ～ 15：30 日 勤： 8：00 ～ 17：00 遅出C・H： 9：30 ～ 18：30 遅 出 A： 10：30 ～ 19：30 遅 出 B： 12：00 ～ 21：00 夜 勤： 21：00 ～ 翌8：00
3. 看護職員	早朝： 8：00 ～ 17：00 日勤： 9：00 ～ 18：00 遅出： 9：30 ～ 18：30 遅出： 10：00 ～ 19：00 ※ 夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。

## 〈職務内容〉

### 1. 管理者

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行します。

### 2. 生活相談員

ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、ご利用者又はその家族からの相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

### 3. 介護職員

ご利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事します。

### 4. 看護職員

医師の診療補助、及び医師の指示を受けてご利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事します。

### 5. 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

### 6. 嘱託医師

ご利用者の健康管理、療養上の指導及び施設の保健衛生の管理指導に従事します。

### 7. 栄養士

ご利用者に提供する食事の管理、ご利用者の栄養指導に従事します。

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについては、

- |  |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者から負担いただく場合 |
|--|

があります

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常7～9割）が介護保険から給付されます。

#### ＜サービスの概要＞

#### ① 食事等の介護サービス

- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとって頂くことを原則としていますが、食堂で食事を摂ることができないご利用者にとっては、居室に配膳し必要な食事補助を行います。また食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びにご利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供いたします。

（概ねの食事時間）

朝食 8：00～9：00      昼食 12：00～13：00      夕食 17：15～18：15

#### ② 入 浴

- ・入浴又は清拭を最低週2回行います。
- ・寝たきりの方でも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

#### ③ 排 泄

- ・排泄の自立を促すため、トイレ誘導や入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

#### ④ 機能訓練

- ・介護及び看護職員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

## ⑤ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替え・更衣を行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行・生活点検（爪切り等）が行なわれるよう援助します。
- ・利用者又はご契約者から、日常生活に関わるご相談に応じます。

サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第8条参照）

別表の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

※送迎サービスをご利用の場合は、片道184単位の自己負担額を別にお支払い頂きます。

※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

## （2） 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

### ① 食事の提供に要する費用

利用者に提供する食事の材料費及び調理費において、実費相当額の範囲内にて負担頂きます。実際に提供した食数に応じて頂きます。第1段階～3段階の方（朝食375円、昼食485円、夕食585円）、

介護保険負担限度額認定証をお持ちでない方は4段階の金額となります。（朝食430円、昼食550円、夕食650円）但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。

### ② 滞在に要する費用（光熱水費）

施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、利用者の方には光熱水費相当額及び室料をご負担して頂きます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1日当たり）のご負担となります。

1日につき	多床室	930円
	従来型個室	1,260円

### ③ 理容・美容「理容サービス」

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 2,500円（パーマご利用の場合は別途 5,000円）

### ④ 嗜好品代

利用中、食事以外におやつ及び飲料の提供に必要な実費をご負担いただきます。

利用料金：120円／日（特別な理由によりおやつの提供が困難な方を除く）

⑤ レクリエーション、クラブ活動  
ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。  
利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑥ テレビ・レンタル  
当施設では、各居室（多床室）にて使用されるテレビについては、原則共有のテレビを利用する事としますが、ご希望の方につきましては、当施設にてテレビの貸し出しを行います。

レンタル料：100円/1日（コンセント使用料を含む）

⑦ コンセント使用料  
各居室にて電気機器を使用される場合コンセント1つにつき使用料を頂きます。但し、電気機器については半日以上継続して利用する機器とし、短時間使用のもの及び介護機器（ベッド等）についての使用は除きます。

使用料：50円/1日

⑧ 複写物の交付  
ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧いただけますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

### ⑨ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用でご契約者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。又、業者による衣類・嗜好品販売を利用された場合も実費をご負担いただきます。

### (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し（月末締め）、ご利用期間分の合計金額をご請求致しますので、翌月に以下のいずれかの方法でお支払い頂きます。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア、窓口での現金支払い

イ、指定口座への振込み

口座名義：しゃかひふくしほうじん こうじんかい  
社会福祉法人 弘仁会  
とくべつようろうじんほーむくにづゐん  
特別養護老人ホーム国津園  
りじちやう せこぐち みどり  
理事長 世古口 緑

金融機関名： 百五銀行

支店名： 名張支店

預金種目： 普通預金

口座番号： 17954

ウ、指定金融機関口座からの自動引き落とし（手数料無料）

銀行・郵便局（指定はありません）——引き落とし日・・・毎月27日

（土・日・祝になる場合は、27日以降の最初の営業日）

### (4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出を出された場合、取消料として下記の金額をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。
- ご利用者の体調の急変等により、ご利用期間中でも利用を中止させていただく場合がございます。また、利用期間中、病院受診等の必要があった場合には、原則、ご契約者の方で対応していただきます。

## 6. 連帯保証人（契約書第23条参照）

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額5.0万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、本会及び施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

## 7. 個人情報の取り扱い

### (1) 利用目的

当施設では、ご利用者から提供されたご利用者およびご家族に関する個人情報を、下記の目的以外に使用致しません。

- ① ご利用者に提供する介護サービス等
- ② 介護保険事務
- ③ ご利用者のために行う管理運営業務（入退所等の管理、会計、事故報告、介護・医療サービスの向上等）
- ④ 施設のために行う管理運営業務（介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料の作成、施設等において行われる学生等の実習への協力、職員の教育のために行う事例研究等）

### (2) 第三者への提供

当施設では、下記の利用目的のためにご利用者およびご家族の個人情報を第三者に提供することがあります。

- ① 介護保険事務などの施設業務の一部を外部事業者へ業務委託を行う場合
- ② 他の介護事業所等との連携（サービス担当者会議等）及び連絡調整が必要な場合
- ③ ご利用者の受診等にあたり、外部の医師の意見・助言を求めため会議記録やケアプラン等を提供する場合
- ④ ご家族への心身状態や生活状況の説明
- ⑤ 研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合
- ⑥ 保険事務の委託（一部委託含む）
- ⑦ 損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談又は届出等
- ⑧ 保険者等、行政機関や他の関係機関からの照会への回答
- ⑨ 外部監査機関、評価機関等への情報提供
- ⑩ 介護保険審査支払機関へのレセプト請求及び介護保険審査支払機関からの照会への回答

### (3) ご利用者に関するお問い合わせへの対応

当施設では、ご利用者に関する来園やお電話でのお問い合わせに対し、慎重に対応させて頂いており、ご利用者のプライバシーに関わる個人情報につきましては(2)の場合を除き外部に対し情報提供致しませんが、ご利用者が施設を利用されているかどうかについてのみ、お問い合わせに対して情報提供させて頂きます。お問い合わせに対し回答して欲しくない方のご指定や、情報提供範囲についてのご希望がおありの場合は遠慮無くお申し出下さい。

### (4) 施設内での写真の掲示及び施設報等でのお名前、写真の掲示

当施設では、外出やお祭り行事等の楽しい思い出を、参加されたご利用者に楽しんで頂くため、できるだけたくさん掲示するようにしております。またご利用者の家族、施設外の方々に施設への理解を深め、施設での様子を知っていただくため、施設報にお名前やお写真を掲載することがあります。

施設内での写真の掲示、施設報等へのお名前・お写真の掲載について希望されない場合は遠慮無くお申し出下さい。

## 8. 事故発生時の対応について(契約書第24条参照)

(1) 当施設では、サービスの提供により事故が発生した場合は、すみやかに県、市町村、代理人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じさせて頂きます。また、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録することと致します。

(2) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものと致します。

## 9. 苦情の受付について(契約書第25条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

### ○苦情受付窓口

社会福祉法人 弘仁会 Tel 0595-69-1316 (事務所)

苦情解決責任者 : [職名] 施設長 布川 高宏

苦情受付窓口(担当者) : [職名] 主任相談員 大畑 和也

[職名] 介護主任 長田 季晃

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:30まで

☆受付時間以外及び担当者不在の場合でも常時対応できる体制になっております。また、ご意見受付箱を玄関ホールに設置しておりますのでご利用下さい。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

名張市役所 介護・高齢支援室 名張市鴻之台1番町1番地	電話番号 0595-63-7599 受付時間 8:30～17:00
三重県国民健康保険団体連合会 津市桜橋2丁目96番地	電話番号 059-222-4165 受付時間 9:00～17:00

(3) 第三者委員

元国津地区 民生・児童委員(主任児童委員) 中井 和代

元つつじが丘地区 民生・児童委員 藤原 繁子

介護支援専門員 鏡見 輝行

## 10. 虐待の防止について

当施設では、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 布川 高宏
-------------	-----------

- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ④ 虐待防止委員会を設置しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 11. 緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続きについて

### (1) 身体拘束の実施について

緊急やむを得ない状況が発生し、利用者本人またはその他の利用者等の生命、身体を保護するため、一時的に「身体拘束」を行う場合があります。

緊急やむを得ない状況が発生し、「身体拘束」を行う場合は以下の手続きにより行います。

- ① 第一に他の代替策を検討します。
- ② 実施にあたっては、必要最小限の方法、時間、期間、実施方法の適正、安全性、経過確認の方法について検討を行い、実際に身体拘束を行う際はその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。
- ③ 事前もしくは事後すみやかに施設長の判断を仰ぎます。
- ④ 事前もしくは事後すみやかに家族等に連絡をいたします。

### (2) 身体拘束を行う際の方法

緊急やむを得ない状況が発生し、「身体拘束」を行う場合は以下の方法により行います。

- ① 原因となる症状や状況に応じて、必要最低限の方法にします。
- ② 利用者の見守りを強化し、利用者本人や他の利用者等の身体、生命の危険がないように配慮します。
- ③ 「身体拘束」を行っている期間中は、日誌に記録を行い身体拘束の内容が確認できるよう配慮する。
- ④ 「身体拘束」の必要な状況が解消した場合は、すみやかに解除します。

### (3) 身体拘束検廃止討委員会の設置

事業所内に、身体拘束廃止検討委員会を設置します。

- ① 原則として3ヶ月に1回開催します。
- ② ホーム内の日常的ケアを見直し、利用者が人間として尊重されたケアが行われているか検討します。
- ③ 発生した「身体拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているか確認します。
- ④ 事例をもとに、代替え策の検討を行い、利用者のサービスの向上に努めます。  
利用者の人権を尊重し、拘束廃止を目指し、「拘束を行わなくても、利用者の安全を守る」ために、職員に対しての研修を行っていきます。

## 12. 緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続きについて

### (1) 身体拘束の実施について

緊急やむを得ない状況が発生し、利用者本人またはその他の利用者等の生命、身体を保護するため、一時的に「身体拘束」を行う場合があります。

緊急やむを得ない状況が発生し、「身体拘束」を行う場合は以下の手続きにより行います。

- ① 第一に他の代替策を検討します。
- ② 実施にあたっては、必要最小限の方法、時間、期間、実施方法の適正、安全性、経過確認の方法について検討を行い、実際に身体拘束を行う際はその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。
- ③ 事前もしくは事後すみやかに施設長の判断を仰ぎます。
- ④ 事前もしくは事後すみやかに家族等に連絡をいたします。

## **(2) 身体拘束を行う際の方法**

第18条 緊急やむを得ない状況が発生し、「身体拘束」を行う場合は以下の方法により行います。

- ① 原因となる症状や状況に応じて、必要最低限の方法にします。
- ② 利用者の見守りを強化し、利用者本人や他の利用者等の身体、生命の危険がないように配慮します。
- ③ 「身体拘束」を行っている期間中は、日誌に記録を行い身体拘束の内容が確認できるよう配慮する。
- ④ 「身体拘束」の必要な状況が解消した場合は、すみやかに解除します。

## **(3) 身体拘束検廃止討委員会の設置**

事業所内に、身体拘束廃止検討委員会を設置します。

- ① 原則として3ヶ月に1回開催します。
- ② ホーム内の日常的ケアを見直し、利用者が人間として尊重されたケアが行われているか検討します。
- ③ 発生した「身体拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているか確認します。
- ④ 事例をもとに、代替え策の検討を行い、利用者のサービスの向上に努めます。

利用者の人権を尊重し、拘束廃止を目指し、「拘束を行わなくても、利用者の安全を守る」ために、職員に対しての研修を行っていきます。

# 特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携による

## 医療的ケアに関する指針

社会福祉法人 弘仁会  
特別養護老人ホーム国津園  
ヨートライビセツク-国津園

### 1. 看護職員と介護職員の連携による医療的ケアに関する考え方

口腔内のたんの吸引・胃ろうによる経管栄養（以下、「医療的ケア」という。）が必要になっても、引き続き施設で生活が続けられ、また、医療的ケアが必要な方にも安心して施設に入所していただけるよう、本来、医師・看護師等の医療職のみが行うことのできる医行為の一部を当施設においては必要時に、医師・看護職員との連携の下で介護職員も行うこととします。

実施にあたっては「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（医政発第0401第17号 H22.04.01）の条件を満たし、利用者・職員ともに安心できる体制づくりに施設全体で取り組みます。

なお、施設において医療的ケアのみ推奨するわけではなく、予防的な対応や改善にも積極的に取り組みます。

### 2. 看護職員と介護職員の連携による医療的ケア実施に向けての基本方針

#### (1) 対象となる医療的ケアの範囲

介護職員が行う医療的ケアの範囲は以下のとおりです。

- ① 口腔内のたんの吸引（咽頭の手前まで）
- ② 胃ろうによる経管栄養（栄養チューブ等の接続・注入開始を除く）

#### (2) 実施要件

介護職員が(1)の医療的ケアを実施するにあたっては、以下の要件を満たすことを条件とします。

##### ①連携・協働（医療関係者による適切な医学管理）

- (ア) 対象となる利用者の状態が、配置医・看護職員により把握されていること
- (イ) 対象利用者の定期的な状態確認等、一定の行為は配置医・看護職員が行うこと
- (ウ) 配置医から看護職員に対し書面による必要な指示があること
- (エ) 対象者ごとに、個別具体的な計画を作成すること
- (オ) (ア)・(イ)により、看護職員と介護職員とで協働して医療的ケアを実施しても差支えないと配置医が判断していること
- (カ) 医療的ケアを実施する介護職員については、選任基準のとおり、(1)の医療的ケアを支障なく行うことができると施設長が判断した者に限ること

##### ② 体制整備

- (ア) 安全性確保のための委員会を設置し、定期的を開催すること
- (イ) 介護職員が活用可能な手順書・マニュアルを整備すること
- (ウ) 実施した医療的ケアについては速やかに記録し、適切に管理・保管すること
- (エ) 緊急時対応の手順を定め、定期的を確認・見直し、訓練を実施すること

##### ③ 医療的ケアの水準の確保

- (ア) 必要な知識・技術の習得のため、看護職員を中心に介護職員に対する研修指導を行い、必要な

医療的ケアの水準を確保し、継続的な研修・指導を行い水準の維持・向上に努める

④ 説明と同意

【本人・家族】

(ア) 入所の際に、施設の実施体制を説明したうえで、介護職員が医療的ケアを行うことについて書面により、本人・家族の同意を得ること

(イ) 実際に医療的ケアが必要になった段階で、施設長が改めて施設の実施体制を説明したうえで、介護職員が医療的ケアを行うことについて書面により、本人・家族の同意を得ること

【介護職員】

(ウ) ①の(カ)を選任する際に、介護職員に対して施設の実施体制を説明したうえで、当該介護職員の同意を得て選任すること

### 3. 看護職員と介護職員の連携による医療的ケア実施の体制

#### (1) 医療的ケア安全対策委員会の設置

当施設では、看護職員と介護職員の連携による医行為実施に向けて医療的ケア対策推進委員会を設置します。

##### ① 設置目的

(ア) 看護職員と介護職員の連携による医療的ケア実施にかかる体制の検討

(イ) 介護職員が医療的ケアを実施する場合の検討及び手続き

(ウ) 介護職員の医療的ケアに係る事故及びヒヤリハット事例の分析検討

(エ) 介護職員が医療的ケアを実施するための教育・指導方法の検討

(オ) 介護職員が行う医療的ケアの手順の検討と見直し

##### ② 医療的ケア安全対策委員会の構成委員

(ア) 施設長

(イ) 配置医

(ウ) 看護職員

(エ) 介護支援専門員

(オ) 生活相談員

(カ) 介護職員

(キ) 栄養士

この委員会の責任者は、施設長とします。

##### ③ 医療的ケア対策推進委員会の開催

(ア) 3ヶ月に1回定期開催

(イ) 必要時は随時開催

#### (2) 看護職員と介護職員の連携による医療的ケア実施に向けた各職種の役割

##### ① 施設長

(ア) 全体の統括

(イ) 委員会の招集

(ウ) 医療的ケアを実施する介護職員の選任

(エ) 利用者・家族への説明・同意の取得

(オ) その他実施にあたって必要な事項の検討

(カ) 施設環境整備

(キ) 備品の整備

##### ② 配置医

- (ア) 必要な医療的ケアの包括的指示
- (イ) 利用者個々の疾病の診断・状況把握及び医療的ケアの必要性の判断
- (ウ) 看護職員と介護職員に対する指導
- (エ) その他、実施体制等に対する助言

③ 介護支援専門員・生活相談員※

- (ア) 利用者個々の症状等の状況の把握
- (イ) 医療的ケアを行うにあたっての計画作成
- (ウ) 医療的ケアに関する知識の取得
- (エ) 手順等必要事項の検討
- (オ) 家族等への説明・同意等の手続
- (カ) 家族等との連携
- (キ) 外部機関との連携

④ 看護職員

- (ア) 看護職員と介護職員に対する研修・指導
- (イ) 配置医の指示に基づく医療的ケアの実施
- (ウ) 利用者個々の症状等の状況の把握及び判断
- (エ) 医療的ケアを行うにあたっての計画作成
- (オ) 医療的ケア実施の記録及び保管
- (カ) 配置医との連携
- (キ) 介護職員との情報共有
- (ク) 家族等との連携
- (ケ) 介護職員に対する研修・指導の支援
- (コ) 関係するその他の職種間の調整・連携
- (サ) 手順等の必要事項の検討

⑤ 介護職員

- (ア) 利用者個々の症状等の状況の把握
- (イ) 医療的ケアを行うにあたっての計画作成
- (ウ) 配置医の指示に基づく医療的ケアの実施
- (エ) 医療的ケア実施の記録及び保管
- (オ) 看護職員との情報共有
- (カ) 家族との連携
- (キ) 医療的ケアに関する知識・技術の習得
- (ク) 手順等必要事項の検討

⑥ 栄養士

- (ア) 利用者状態に合わせた栄養ケア計画作成（経口移行）
- (イ) 栄養食事相談・栄養管理の実施
- (ウ) 他職種との情報共有

(3) 緊急時対応の体制

緊急時の医療ニーズに応えるため、協力医療機関を定めるとともに、日常的に必要な医師や医療機関との連携体制を確保します。

- (ア) 協力医療機関との連携

当事業所においては以下の医療機関と協力医療機関の契約を結び、急性期等の対応について連携を図ります。

世古口消化器内科なぎさまち診療所（内科）

(イ) 看護職員の体制

当事業所では常勤の看護職員を配置し日常的な健康管理にあたります。

また、看護職員不在の場合もオンコール体制により、24時間対応可能な体制をとります。

オンコール体制については、別紙「看護職員のオンコール体制」参照

(4) 配置医・看護職員不在時等の連携方法

夜間等において看護職員不在の際の連携方法については、別紙「看護職員のオンコール体制」とおりとします。

(5) 医療的ケアを行うことができる介護職員の選任基準

(選任基準の例)

施設長が医療的ケアを実施する介護職員を選任する際、次の基準により選任します。

- ① 看護職員との連携・協働の上で医療的ケアを実施できると配置医が承認していること
- ② 4(-1)の研修プログラムを受講していること
- ③ たんの吸引、胃ろうによる経管栄養及びその他関連ケア(食事介護・体位交換等)に関する知識・技術を有し、支障なく行うことができると施設長が判断した者
- ④ 上記①～③の要件を満たしたうえで、同意の得られた者

#### 4. 看護職員と介護職員の連携による医療的ケアの実施に向けた職員教育・研修

当施設において、看護職員と介護職員の連携による医療的ケアの実施にあたり、利用者個々の状況に応じて安全に医療的ケアを行うために基礎知識と技術を身につけます。

そのため、施設内において、国の実施する研修事業カリキュラムに準じて下記の研修を行うとともに、施設外の研修会にも参加を勧め知識・技術の取得に努めます。

(1) 研修プログラム(別紙カリキュラム参照)

- ① 医療的ケアに関する倫理・法規等
- ② 身体のしくみや機能
- ③ たんの吸引・胃ろうによる経管栄養が必要となる疾患や病態
- ④ たんの吸引・胃ろうによる経管栄養の技術及び関連するケア
- ⑤ 安全管理体制とリスクマネジメント

(2) 継続的な職員教育・研修

- ① 医療的ケアを実施できる介護職員の養成研修
- ② ①の定期研修を受講できなかった、もしくは修了したが更に教育を必要とする職員のための補習的研修(必要時は随時開催)
- ③ 人体の仕組みに関する基礎的知識の勉強会
- ④ ケアカンファレンス等での事例検討(必要時は随時開催)

この他にも、①職員教育・研修における指導内容の確認、②職員間の医療的ケアの標準化のための取組み、③施設内全ての職員(医療的ケアに関わらない職員も含む)への指針の徹底を図ります。

#### 5. 具体的な実施の手順

具体的な手順については、別に作成する手順書に基づいて行います。

手順については、委員会の度に確認し、必要があれば見直します。

## 6.事故等の報告方法及び、安全の確保を目的とした改善のための方策

### (1) 報告システムの確立

情報収集のため、ヒヤリハットレポートや事故報告書を作成し、報告システムを確立します。収集された情報は、分析・検討を行い、事業所内で共有し、再び事故を起こさないための対策を立てるために用います。なお、この情報を、報告者個人の責任追及のためには用いません。

### (2) 事故要因の分析

集められた情報を基に、「分析」⇒「要因の検証」と「改善策の立案」⇒「改善策の実践と結果の評価」⇒「必要に応じた取り組みの改善」といったPDCAサイクルによって活用します。また、その過程において自施設における事例だけでなく、知りうる範囲で他施設の事例についても取り上げ、リスクの回避、軽減に役立てます。

### (3) 改善策の周知徹底

分析によって導き出された改善策については、看護・介護連携委員会を中心として実践し、全職員に周知徹底を図ります。

### (4) 介護事故発生時の対応 **(別紙「事故発生時の対応」参照)**

事故が発生した場合には、下記により速やかに対応します。

#### ① 当該利用者への対応

事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該利用者の安全確保を最優先として行動します。

関係部署及び家族等に速やかに連絡し必要な措置を講じます。

状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行います。

#### ② 事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は「事故報告書」で、速やかに報告します。報告の際には状況がわかるよう事実のみを記載するようにします。

#### ③ 関係者への連絡・報告

関係職員からの報告等に基づき、ご家族・担当ケアマネジャー（短期入所の利用者の場合）必要に応じて保険者等に事故の状況等について報告を行います。

#### ④ 損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当施設の加入する損害賠償保険で対応します。

## 7. 感染症の予防・まん延防止の基本的方針

### (1) 感染症の予防及びまん延の防止の体制

感染症の予防及びまん延の防止のために、担当者を定め、委員会を設置する等施設全体で取り組みます。

### (2) 平常時の対応

#### ① 施設内の衛生管理

当施設では、感染症の予防及びまん延の防止のため、施設内の衛生保持に努めます。また、手洗い場、うがい場、汚物処理室の整備と充実に努めるとともに清掃・消毒を定期的実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努めます。

#### ② 施設内備品の衛生管理

医療器具、機器等を安全に管理し、適切な洗浄、消毒又は滅菌を行うとともに、消毒薬や滅菌用ガ

スが生体に有害な影響を与えないよう十分に配慮する。

また、使用済みの医療器具は、消毒、滅菌に先立ち、洗浄を十分行うことにより備品の衛生管理に努める。

③ 介護・看護ケアと感染症対策

介護・看護の場面では、職員の手洗い、うがいを徹底し必要に応じてマスクを着用します。また、血液・体液・排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処します。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

④ 外来者への衛生管理の周知徹底を図りまん延防止を図ります。

(3) 発生時の対応

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順」に従い、感染の拡大を防ぐため下記の対応を図ります。

- ① 「発生時状況の把握」
- ② 「まん延防止のための措置」
- ③ 「有症者への対応」
- ④ 「関係機関との連携」
- ⑤ 「行政への報告」

施設長は、次のような場合には迅速に市町村等の主管部局に報告するとともに、所轄の保健所への報告を行い発生時対応等の指示を仰ぎます。

<報告が必要な場合>

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

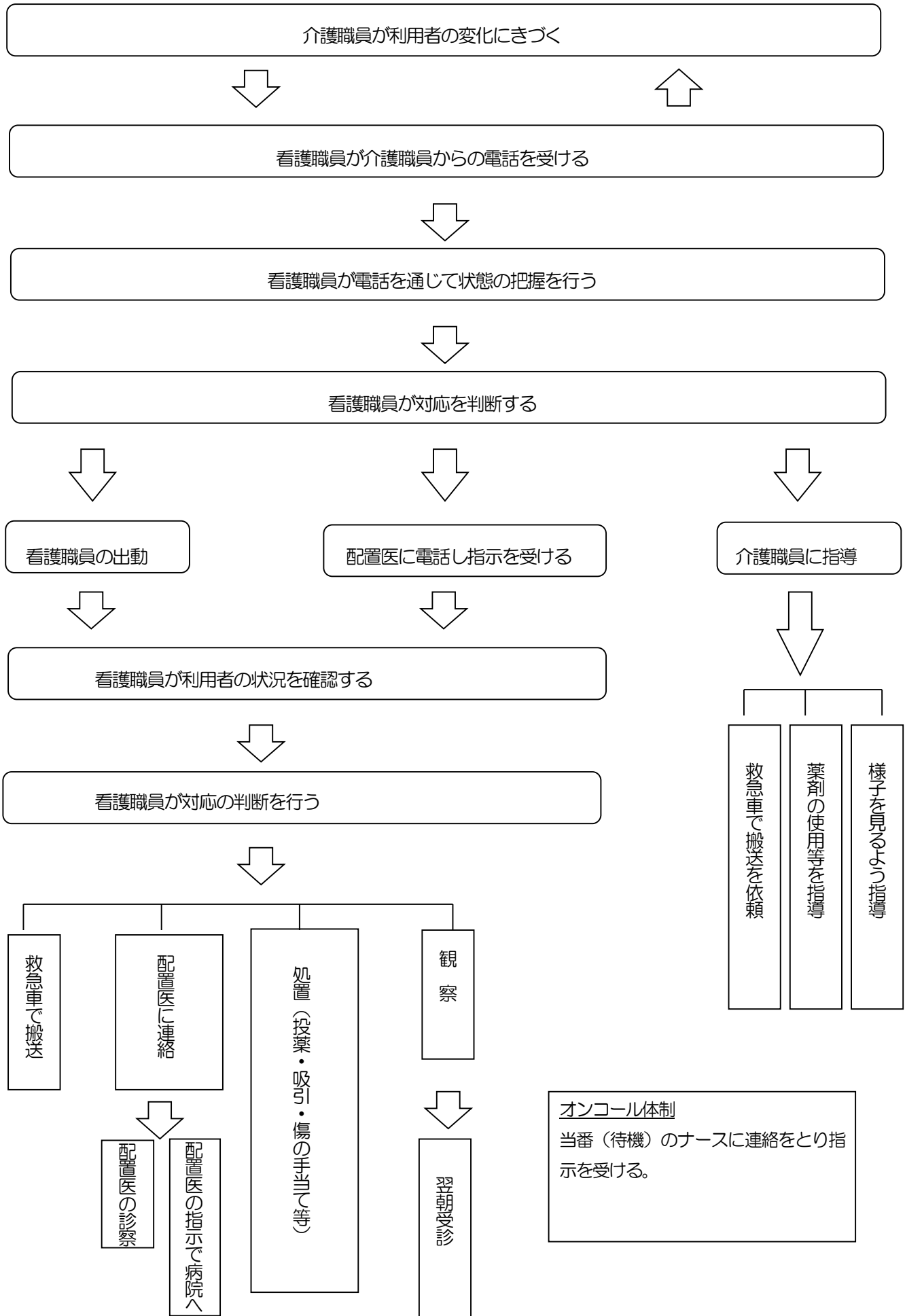
※イについては、同一の感染症などによる患者等が、ある時点において、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合であって、最初の利用者等が発生してからの累積の人数ではないことに注意。

<報告する内容>

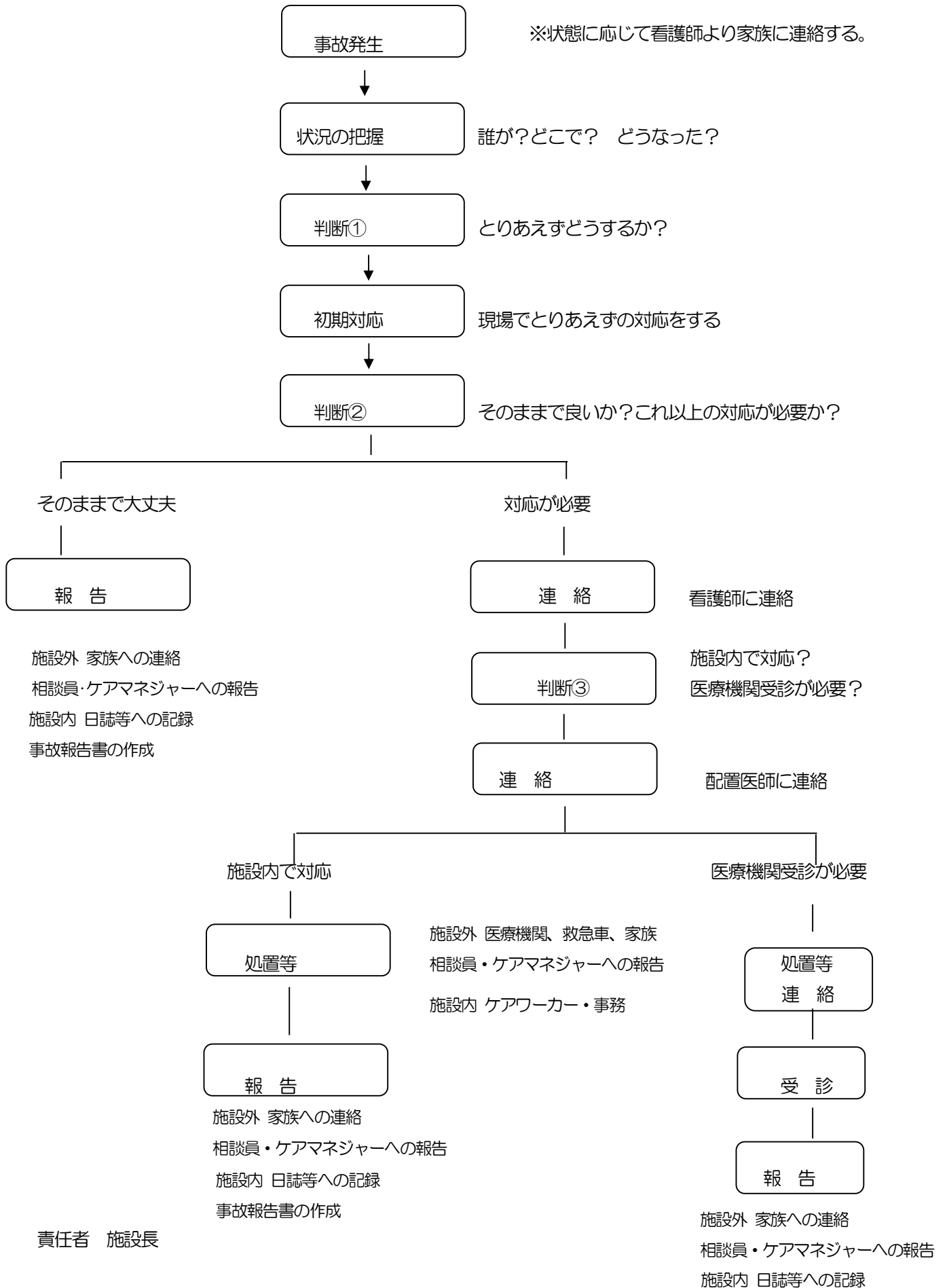
- ア 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数
- イ 感染症又は食中毒が疑われる症状
- ウ 上記の利用者への対応や施設における対応状況等

※ 尚、医師が、感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する利用者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があります。

# 看護職員のオンコール体制 夜間対応



# 事故発生時の対応



## 説明書 兼 同意書

年 月 日

(利用者名) 様

(家族名) 様

ショートステイサービスセンター国津園

施設長 布川 高宏 印

当施設では厚生労働省の通知（平成22年4月1日医政発0401第17号厚生労働省医政局長通知）を受け、利用者様に対する以下のケアの一部の行為を配置医、看護職員の指示の下、看護職員と介護職員が協働して実施する方針としております。

これらのケアは、特別養護老人ホームにおける他の医療的なケアと比べ、医療関係者との連携・協働の下では相対的に危険性が低いとされており、また、施設内においても介護職員への研修体制の整備、配置医による看護職員・介護職員への指導の実施、「医療的ケアの安全対策委員会」による実施状況の把握や研修内容の見直しを定期的に行うなど、利用者様の安全確保に向けて最善を尽くしてまいります。

つきましては、施設の方針に賛同いただき、看護職員と介護職員が協働して実施する以下のケアの実施について同意していただきますよう、宜しくお願いいたします。

### 記

- 口腔内（咽頭の手前まで）のたんの吸引
- 胃ろうによる経管栄養（栄養チューブ等の接続・注入開始を除く）

=====

### 同意書

看護職員と介護職員が協働して実施する下記のケアの実施について同意いたします。

- 口腔内（咽頭の手前まで）のたんの吸引
- 胃ろうによる経管栄養（栄養チューブ等の接続・注入開始を除く）

年 月 日

(利用者名) 印

(家族名) 印

施設長確認印	
--------	--

# 同意書

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、重要事項及び医療的ケアの指針の説明を行い文書の交付を行いました。なお、加算については加算条件を満たした場合の算定となること、ご利用中に加算の内容が変更となる場合があることを説明しました。

社会福祉法人 弘仁会 ショートステイサービスセンター国津園\*\*\*\*\*

説明者職名

氏 名 印

私は、事業者から重要事項及び医療的ケアの指針の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意し、交付文書を受領しました。なお、加算については加算条件を満たした場合の算定となること、利用中に加算の内容が変更となることに同意しました。

利用者 住 所

氏 名 印

契約者 住 所

氏 名 印

利用者との関係 ( )